

## 幼保連携型認定こども園 あさかぜ 重要事項説明書

当園における幼児教育・保育の提供の開始にあたり、説明すべき内容は、次のとおりです。

### 1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 育幼福祉会
所 在 地	福井市湊1丁目3211番地
電 話 番 号	0776-35-7160
代表者氏名	理事長 伊川 千里

### 2 利用施設

施 設 の 種 類	幼保連携型認定こども園
施 設 の 名 称	幼保連携型認定こども園 あさかぜ
施 設 の 所 在 地	福井市湊1丁目3211番地
連 絡 先	0776-35-7160
管 理 者	園長 伊川 幸恵
対 象 児 童	満3歳以上の小学校就学前児童及び保育を必要とする満3歳未満の乳幼児
利 用 定 員	<1号認定子ども> 満3歳以上の小学校就学前児童のうち、2号認定子ども以外の子ども 15人 <2.3号認定子ども> 小学校就学前児童のうち、保育を必要とする子ども 135人
開 設 年 月 日	平成 27 年 4 月 1 日

### 3 施設の目的・運営方針

- (1) 本園は、幼児期における教育・保育は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うためだけでなく、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであるとの認識のもと、満3歳以上の幼児に対する教育並びに保育を必要とする乳児及び幼児に対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図れるよう適切な環境を整え、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的としています。
- (2) 本園の職員は、園児との信頼関係を十分に築き、園児が自ら安心して環境にかかわりその活動が豊かに展開されるよう環境を整え、園児と共によりよい教育及び保育の環境を創造するよう努めます。
- (3) 本園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成26年4月30日内閣府・文部科学省・

厚生労働省告示第1号)の示すところに従い、教育及び保育を一体的に提供するため、創意工夫を生かし、園児の心身の発達と幼保連携型認定こども園、家庭及び地域の実態に即応した適切な教育及び保育の内容に関する全体的な計画を作成します。

(4) 本園は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「支援法」という。)及び福井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年福井市条例第31号。以下「条例」という。)」その他関係法令を遵守し、運営していきます。

#### 4 当園における施設・設備等の概要

##### (1) 施設

敷地	敷地全体	1962.70 m <sup>2</sup>
	園庭	486.72 m <sup>2</sup>
園舎	構造	鉄骨造2階建て
	延べ面積	1370.30 m <sup>2</sup>

##### (2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室および ほふく室	2室	りす組(0歳児クラス) うさぎ組(1歳児クラス)
保育室	4室	ぞう組(2歳児クラス)、にじ組(3歳児クラス)、 つき組(4歳児クラス)、ひかり組(5歳児クラス)
遊戯室(ホール)	1室	
調理室	1室	自園調理

#### 5 職員の職種、員数及び職務の内容

職種	員数	職務の内容
園長	1	職員及び業務の一元的な管理
副園長 (必要に応じて)	1	園長を助け、園務をつかさどる。 園長に事故があるときは、その職務を代理する。
教頭	1	園長を助け、その命を受けて園務をつかさどる
主幹保育教諭	2	園児および地域の就学前の子どもの保護者に対する支援活動等および、教育・保育全般をつかさどる。
保育教諭	27	園児の教育・保育について、計画の立案、実施、記録および家庭連絡等の業務を行う。
栄養士	2	栄養の指導および管理をつかさどるとともに、調理業務を行う。

調理員	2	献立に基づき、給食およびおやつを調理する。
学校医	1	学校保健安全法施行規則第 22 条に基づいて技術および指導に従事する。
学校歯科医	1	学校保健安全法施行規則第 23 条に基づいて技術および指導に従事する。
学校薬剤師	1	学校保健安全法施行規則第 24 条に基づいて技術および指導に従事する。
事務職員	1	事務及び園の諸用務に従事する。

※年度途中に変動する可能性があります

## 6 教育・保育を提供する日

支給認定区分ごとに、次のとおり提供する日及び休業日が異なります。

認定区分	提供する日	休業日
1号認定子ども	月曜日から金曜日	土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する日、年末年始（12月29日から1月3日まで） その他、園長が特に必要と認めたとき その他夏季休業等福井市立小学校準ずる
2号認定子ども	月曜日から土曜日	日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する日、年末年始（12月29日から1月3日まで） その他、園長が特に必要と認めたとき
3号認定子ども		

## 7 教育・保育の提供時間

支給認定区分ごとに、次のとおり利用可能な時間帯が異なります。

認定区分	教育・保育時間	利用可能時間
1号認定子ども	教育標準時間（概ね4時間程度）	9時～13時30分【※1】
2号認定子ども	保育短時間（最大8時間）	8時～16時【※2】
3号認定子ども	保育標準時間（最大11時間）	7時～18時【※3】

### 【※1】

13時30分を超えて保育を必要とされる場合は、一時預かりを利用することもできますので御相談ください。（別途利用者負担金が必要となります。）

### 【※2】

8時から16時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。

実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに決定します。

なお、8時から16時までの範囲以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時から8時まで又は16時から18時30分までの範囲内で、時間外保育（延長

保育)を提供いたします。時間外保育の利用に当たっては、当園にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担金が必要となります。

### 【※3】

実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに決定させていただきます。

なお、7時から18時までの範囲以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、18時30分までの範囲内で、時間外保育(延長保育)を提供いたします。時間外保育(延長保育)の利用に当たっては、当園にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担金が必要となります。

## 8 提供する教育・保育等の内容

当園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領(平成26年4月30日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号)を踏まえ、以下の教育・保育その他の便宜の提供を行います。

### (1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

支給認定を受けた保護者(以下「支給認定保護者」という。)に係る園児に対し、当該支給認定区分に応じて、上記7に記載する時間において、教育・保育を提供します。

### (2) 食事の提供

児童の年齢に応じた自園調理による食事の提供を行います。

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。

## 9 利用料金

### (1) 特定教育・保育に係る利用者負担金(保育料)

支給認定を行った市町村が定める利用者負担金(保育料)を負担していただきます。

### (2) 特定教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

必要に応じて実費または実費の一部負担をお願いすることがあります。

### (3) 2号認定子ども・3号認定子どもに係る延長保育利用者負担金

延長保育を利用された場合には、福井市が定める費用を負担していただきます。

### (4) 1号認定子どもに係る一時預かり利用者負担金

在園する1号認定子どもが一時預かりを利用した場合には、別表に掲げる費用を負担していただきます。

## 10 利用の開始に関する事項等

当園は、1号認定子どもに係る支給認定保護者から利用の申込をうけたとき又は市町村から特定教育・保育の実施について要請を受けたときは、次に掲げる場合を除き、これに応じるものと

します。

- (1) 利用申込のあった1号認定子どもと現に当園を利用している1号認定子どもの総数が、利用定員の総数を超える場合
  - (2) 利用要請があった2号認定子ども又は3号認定子どもの数及び現に当園を利用している2号認定子ども又は3号認定子どもに係る園児の総数が、当園の利用定員の総数を超える場合
  - (3) 園児の受け入れにあたり、自ら適切な特定教育・保育を提供することが困難な場合
- 2 前項第1号の事由により支給認定保護者からの利用申込に応じられない場合は、本園の教育理念、基本方針等に基づく面談により選考します。

### 1 1 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には、教育・保育の提供を終了いたします。

- (1) 園児が小学校に就学したとき。
- (2) 2号認定子ども及び3号認定子どもの支給認定保護者が、支給要件（保育の必要性の事由）に該当しなくなったとき。
- (3) 支給認定保護者から本園の利用の取消しの申し出があったとき。
- (4) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

### 1 2 嘱託医等

当園は、以下の医療機関等と嘱託契約を締結しています。

#### (1) 内科

医療機関の名称	平沢内科医院
医 院 長 名	平澤 邦彦
所 在 地	福井市花堂中2丁目15-10
電 話 番 号	0776-35-1422

#### (2) 歯科

医療機関の名称	スマイル歯科
医 院 長 名	安土 忠宏
所 在 地	福井市中央2丁目7-25
電 話 番 号	0776-97-9872

#### (3) 薬剤師

薬 剤 師 名	梅木 誠一郎（調剤薬局勤務）
勤 務 先	エンゼル調剤薬局
所 在 地	福井市和田中3丁目111

### 1 3 緊急時の対応方法

教育・保育の提供中に、園児の健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、保護者の方

があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡するとともに、園医又は園児の主治医に相談する等、必要な措置を講じます。また、可能な場合にはペンギンメールによる一斉連絡をさせていただきます。

<近隣の緊急連絡先>

福井南警察署	33-1800
福井南消防署	33-0119

#### 1.4 非常災害時の対策

非情災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています。

防火管理者	伊川 幸恵
非常時の対応	別途に定める消防計画書により対応いたします。
園舎の耐火構造	耐火建築物
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・消防署直通連絡 有 ・非常警報装置 有 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

#### 1.5 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

相談・苦情 受付担当者	氏名 藤澤 芳美 電話番号 35-7160
相談・苦情 解決責任者	氏名 伊川 幸恵 電話番号 35-7160
第三者委員	松田 久美子
	電話番号 35-9559 主任児童委員

※当園では、面接、電話、文書などの方法により、相談・苦情を受け付けています。  
また、園内に要望・苦情等に係るご意見箱を設置しています。

#### 1.6 利用者に対するの保険の種類・保険事故・保険金額

当園においては、以下の保険に加入していただきます。

保険の種類	災害共済給付、園児傷害保険、賠償責任保険、個人情報漏えい保険
保険の内容	(独)日本スポーツ振興センター AIU損害保険(株)

#### 1.7 守秘義務及び個人情報の取扱いに関する事項

- (1) 当園の職員は、業務上知り得た園児やその家族等の秘密を保持します。
- (2) 当園の職員であった者について、業務上知り得た園児やその家族等の秘密を保持させ

るため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とします。

- (3) 当園は、小学校、他の教育・保育施設及びその他関係機関等に対し、園児やその家族等に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により保護者の同意を得ることとします。

## 別表

### 特定教育・保育の提供に要する実費

内容		金額
教材・学用品等		実費
特別行事、園外活動に係る費用		実費
主食費	1号認定の満3歳児	月額 800円
副食費	1号認定の園児	月額 4,600円
副食費	2号認定の園児(3歳児以)	月額 4,600円
一時預かり料金(1号認定)	13時30分～16時まで 16時以降18時半まで	日額 200円 (16時以降は1時間超えるごとに 100円)
長期休業日	9時00分～13時30分	日額 300円
	13時30分～18時30分	日額 200円
休日(土曜日等)	9時00分から12時30分	日額 400円

※3号認定の子どもにかかる主食および副食費は保育料に含まれます

※1号認定の長期休業中の一時預かりは、500円/日が上限となります